

## 資料3-1-2 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準

別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準（1/2）

連絡基準（警戒事態に該当する事象）	
<p><u>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ（AL11）</u></p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p>	【適用号機なし】
<p><u>原子炉冷却材の漏えい（AL21）</u></p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（AL24）</u></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ（AL25）</u></p> <p>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（AL29）</u></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL30）</u></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL31）</u></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p>	【1、2、3号機適用】
<p><u>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（AL42）</u></p> <p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）</u></p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）</u></p> <p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>重要区域での火災・<sup>い</sup>溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）</u></p> <p>重要区域*において、火災又は<sup>い</sup>溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失するおそれがあること。            ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</p>	【適用号機なし】

別表 2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準 (2/2)

連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象)	
<u>外的事象による影響 (地震)</u> 泊村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響 (津波)</u> 泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	【1、2、3号機適用】
<u>重要な故障等 (オンサイト総括判断)</u> オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響 (設計基準超過)</u> 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象 (竜巻、洪水、台風、火山の影響等) が発生した場合 (超えるおそれがある場合を含む。)。	【適用号機なし】
<u>外的事象による影響 (委員長判断)</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	【1、2、3号機適用】

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL No. は欠番となる。

なお、泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、EAL01~06、31、55、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、XSE61・62、XGE61・62のみ適用する。

原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可 (同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。以下「第4号変更許可」という。) 後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査 (同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。) の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、EAL31を除く全てについて適用となる。

以下、別表2-1-2、2-1-3においても同様。